

サポートティーチャー募集

福島県教育委員会

小・中学校で子どもたちの支援をしてみませんか？

○サポートティーチャーⅠ

小学校や中学校で、昼休みや放課後、長期休業中等に学習支援、読書支援や相談活動を行います。また、市町村教育委員会で実施する土曜学習会等の支援をします。



○サポートティーチャーⅡ

小学校3～6年の観察・実験を要する授業において、児童の学習支援をしたり、観察や実験の準備をします。



募集期間

平成29年4月10日（月）～平成29年5月12日（金）
※ 5月12日（金）消印有効（募集定員に満たない場合は、追加募集を行います。）

応募資格

大学生、大学院生、教職員経験者や学校教育に対する高い関心を有する方
※ サポートティーチャーⅡについては、理科教育に対する関心が高い方を大歓迎

採用期間

平成29年6月上旬以降～平成30年2月28日（水）
（開始の時期は、配置される小・中学校及び市町村教育委員会によって異なります。）

募集人員

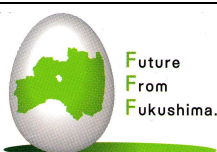
○サポートティーチャーⅠ（105名程度）
○サポートティーチャーⅡ（70名程度）

勤務条件

- 勤務場所は、県内各市町村の小・中学校や市町村教育委員会主催の土曜学習会実施会場とします。
- 報酬は、1時間に1,000円とします。
- 旅費は、福島県旅費条例により支給します。
- 勤務日数、時間等はⅠとⅡで異なります。
 - Ⅰ 年間に80時間以内とします。
 - Ⅱ 平日は、週2回程度、1回3時間または4時間の勤務で、年間に27回以内（82時間以内）とします。

お問い合わせ先

サポートティーチャーを希望する方、興味のある方、内容を詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。



ふくしまからはじめよう。

福島県教育庁義務教育課内
サポートティーチャー派遣事業事務局

電話 024-521-8462

月～金曜日の午前8時30分～午後4時45分

※なお、本事業は平成29年度福島県当初予算が可決された後の雇用となりますので申し添えます。

平成29年度サポートティーチャー募集要項

福島県教育委員会

放課後、長期休業等の小・中学校や土曜学習会を実施する市町村教育委員会を支援する「サポートティーチャーⅠ」と、小学校3年生から6年生までの観察・実験等を要する授業を支援する「サポートティーチャーⅡ」を募集します。

1 募集期間

平成29年4月10日（月）から平成29年5月12日（金）まで

※ 5月12日（金）消印有効

（サポートティーチャーが不足した場合は、追加募集を行います。）

2 応募資格

理工系や教員養成系の大学に在籍する大学生や大学院生及びその卒業生、退職教員、講師経験者や学校教育に対する見識と高い関心があり、下記の業務を適切に遂行できる方とします。

3 業務内容

◎サポートティーチャーⅠ【小・中学校及び市町村教育委員会】

- (1) 小・中学校：放課後、長期休業等における学習支援や個別の相談活動
- (2) 小・中学校：放課後、長期休業等における読書支援
- (3) 市町村教育委員会：土曜学習会等の学習支援

◎サポートティーチャーⅡ【小学校】

- (1) 観察・実験等の準備、後片付けの支援
- (2) 観察・実験等の授業の中での児童や教員の支援
- (3) その他

経験等に応じ、観察・実験等の計画立案の支援や教材開発の支援等を学校から依頼される場合があります。

4 募集人員

- ・サポートティーチャーⅠ（105名程度）
- ・サポートティーチャーⅡ（70名程度）

5 勤務場所

- ・サポートティーチャー配置を希望する県内の小・中学校
- ・サポートティーチャー配置を希望している市町村教育委員会が土曜学習会等を実施する場所

6 採用期間

平成29年6月上旬以降～平成30年2月28日（水）
（採用期間は、配置される小・中学校によって異なります。）

7 勤務条件

- (1) サポートティーチャーⅠは、1校又は1教育委員会につき1年間に80時間の勤務を上限とします。
サポートティーチャーⅡは、1校につき1年間に27回（1回3時間程度、計82時間以内）以内の勤務とします。
なお、地区によっては、複数校の勤務が可能です。
- (2) 報酬は、1時間に1,000円とします。
- (3) 旅費（通勤手当相当）は、福島県旅費条例により支給します。

8 応募書類

応募者は、サポートティーチャー志願書（別紙所定用紙使用）又は市販の履歴書を提出してください。

（写真は35mm×35mm、上半身、無帽で平成29年1月以降に撮影したもの。裏に氏名を記入し、所定欄に糊付けしてください。）

※ サポートティーチャー志願書は、福島県教育庁義務教育課トップページ（<http://www.gimu.fks.ed.jp/>）からダウンロードすることができます。

9 選考方法

- (1) 第1次選考：応募書類により選考します。
- (2) 第2次選考：第1次選考で一定の基準に達した方の中から、研修会、面接等により選考します。なお、2次選考（研修会、面接等）の期日と場所は、該当の方に別途通知いたします。

10 選考結果の通知とサポートティーチャーとしての登録
平成29年6月初旬までに採用結果をお知らせします。

11 応募書類送付先

〒960-8688
福島市杉妻町2-16
福島県教育庁義務教育課長

12 応募上の注意

- (1) サポートティーチャー志願書は郵送してください。持参提出は御遠慮ください。
- (2) サポートティーチャー志願書は、返信用封筒に「サポートティーチャー志願書」と朱書きし、送付してください。
- (3) 身体に障がいがあり、第2次選考の面接等で特に配慮を必要とする場合には、第2次選考の前に、電話で問い合わせ先まで連絡してください。

13 問い合わせ先

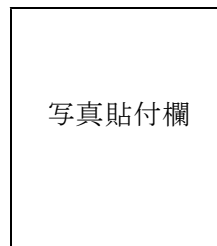
福島県教育庁義務教育課 サポートティーチャー派遣事業事務局
(土曜・日曜は閉庁です。)

電話 024-521-8462

平日 午前8時30分～午後4時45分

(別紙)

平成29年度 サポートティーチャー派遣事業
サポートティーチャー志願書



ふりがな 氏名			性別		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)				
現住所	〒			電話	() -
連絡先	〒			電話	() -
※ 連絡先は平成29年4月に連絡がとれる住所及び電話番号をお書きください。				携帯電話	() -
主な職歴 直近より3つ程度 学生については在籍する学校・学科・学年					
(サポートティーチャー経験者は、配置先を記載)	経験 (該当を○で囲む)	配置先	学校・教育委員会		
	I (学)・I (読)・II				
	平成 年度～ 年度				
学歴 (中学校から)	卒業年・月	卒業学校名	部科名		
志願理由					

勤務を希望する市町村等	(配置希望先)		
希望するサポートティーチャー種別	サポートティーチャー I (学習)		
※複数希望も可能	サポートティーチャー I (読書)		
(該当欄に①・②・③印)	サポートティーチャー II		

第一希望① 第二希望② 第三希望③

上記のとおり相違ありません。			
		平成 年 月 日	
		氏名	印
* この欄は、必ず記入してください。(自筆署名の場合、押印は不要)			

- 注意事項 ① 満年齢は平成29年4月1日現在とします。
② 現住所と連絡先の電話は携帯電話の番号でもかまいません。
③ 太枠の中のみ記入してください。